

三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県障害者施策推進協議会条例（昭和46年7月27日三重県条例第21号）第8条の規定に基づき設置された三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、三重県手話言語条例（平成28年7月7日三重県条例第50号）第7条の規定に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策の策定および変更について調査審議する。

(組織)

第3条 部会に属する委員（以下「委員」という。）は、三重県障害者施策推進協議会の委員又は専門委員で構成する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(三重県障害者施策推進協議会への報告)

第5条 部会長は、部会の調査審議事項を三重県障害者施策推進協議会に報告する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成28年8月24日から実施する。